

オンライン診療ご利用に関するガイドライン

オンライン診療の利用に際し、初診は必ず対面診療が必要です。その診察で、オンライン診療を利用される場合は、保険・自費にかかわらず、オンライン診療計画とその同意書を記入いただきます。

※ 初診にて今後対面診療を続けるか、オンライン診療（①保険 or ②自費）を導入するか判断致します。オンライン診療は厚労省よりガイドラインが示されており、以下のルールに則った運用が必要です。

① 保険を使ったオンライン診療

保険上特定の指導料や管理料を算定している患者様（※1）で、初診から6ヶ月以上経過し、月に1回以上（同じ医師に）通院して来られた患者さんの場合、保険でオンライン診療が可能です。ただし、保険を使うオンライン診療は3ヶ月連続での診療は認められない為、3ヶ月に1回は対面診療を受けて頂く必要があります。また、状態が急に变化した際など、概ね30分以内に対面診療が出来る事が必要であり、物理的に遠方の方はご利用出来ません。

ご利用の際には、患者様との間にオンライン診療を組み合わせた療養計画を作成し、それに同意して頂く必要があります。

※1 特定疾患療養管理料、小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、生活習慣病管理料、在宅時医学総合管理料又は精神科在宅患者支援管理料を算定している初診以外の患者様で、かつ、当該管理に係る初診から6月以上を経過した患者様

② 自費によるオンライン診療

自費の場合でもガイドラインで定められているように初診は対面診療が必要です。今後の診療をオンラインで行っていく場合、この初診も含めて自費となります。

①同様、療養計画の作成と同意はガイドラインで義務付けられています。

自費によるオンライン診療で処方箋を発行した場合、薬局で薬をもらう際の薬代もすべて自費扱いになりますのでご留意下さい。